

2025年度課題別研修「中南米地域 排水処理技術」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中国センター（以下、「JICA 中国」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた排水処理分野の開発の中核を担う人材に対し、自国の現状・課題に適した排水処理対策の能力開発を達成すべく、日本や途上国における経験・事例を参考として、適切な排水処理の実現に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、（選定の理由を記載：排水処理分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学公民から多様な講師を招へいでき）、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025年度課題別研修「中南米地域 排水処理技術」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2025年度）：2025年9月5日～2025年10月26日（予定）
- (4) 契約履行期間（2025年度）：2025年8月1日～2026年2月28日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格¹

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和7年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措

置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025年4月23(水)正午まで
	提出場所	JICA 中国 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	電子メール、持参または郵送(提出期限必着、郵送は配達記録の残るものに限る) メール送付先: cicttp@jica.go.jp メール件名: 2025年度課題別研修「中南米地域 排水処理技術」参加意思確認書の提出

(2) 審査結果の通知	通知日	2025年5月1日(木)
	通知方法	電子メールまたは郵送
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 中国 研修業務課
	請求方法	電子メール、持参または郵送(提出期限必着、郵送は配達記録の残るものに限る) メール件名: 2025年度課題別研修「中南米地域 排水処理技術」理由請求について
	請求締切日	2025年5月12日(月)
	回答予定日	2025年5月15日(木)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨: 日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金: 免除します。
- (11) 共同企業体: 共同企業体の結成を認めません。

以上

2025年度課題別研修「中南米地域 排水処理技術」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025年度に係るものである。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名： 課題別研修「中南米地域 排水処理技術」

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2025年9月6日～2025年10月25日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 8名

2) 研修対象国

ボリビア、エクアドル、コスタリカ、メキシコ、ニカラグア、パラグアイ、ペルー

3) 研修対象組織・対象者

排水処理施設の計画、運転、維持管理を所掌する中央/地方政府、或いは関連公共団体において、排水処理に従事する技術者

(4) 研修使用言語

西語

(5) 研修の背景・目的

他地域に比べ比較的開発の進んだ国が多い中南米地域では、経済の発展と共に環境への負荷が増大し、人口増加の著しい都市部を中心として環境劣化が深刻化している。特に生活排水の垂れ流しによる水質汚濁、また排水処理技術や処理設備の遅れ、メンテナンスの不十分さから、河川・地下水の汚染や周辺環境の破壊などを引き起こし、人々の衛生上の大きな問題となっている。本コースでは、こうした対象地域の現状に鑑み、日本の下水処理事業において大きな役割を担う地方自治体を主な受入先とし、その他途上国向け低コスト排水処理技術の研究を行なっている大学等の協力も得ながら、日本で実際に機能している排水処理システムの実例及びその整備プロセスを体系的に学ぶと共に、参加国間で課題や経験を共有、議論する中で、参加者が各国の排水処理状況を改善するための糸口をつかむことを目指すものである。

(6) 案件目標

自国の状況に適した排水処理対策を立案・実施するための知識・技術を習得し、それらが自国において共有される。

(7) 単元目標（アウトプット）

1. 日本での排水処理の取り組みについて理解し、自国の現状と比較して説明できる。
2. 水環境保全及び生活環境保全における排水処理の意義・重要性を理解し、自国で有効な測定方法や処理技術を説明できる。
3. 下水道計画や下水処理技術、処理場維持管理技術について、基礎的な知識・技術を習得し、自国で適用可能な技術や問題解決法を提案できる。
4. 研修で習得した知識・技能を踏まえ自国の下水道等排水処理システム、特に排水処理管理改善に向けた方策が提案される。

(8) 研修内容

1) 研修項目・研修方法

以下について、講義・討議を組み合わせて実施する。

1. 地方行政概論、課題分析ワークショップ
2. 水質保全行政概論、排水処理技術総論
3. 下水道計画論、下水道経営論、浄化槽技術、処理場の維持管理
4. 研修への振り返りのまとめ、アクションプランの作成・発表

2) 当機構が実施するプログラム

集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年8月1日～2026年2月28日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

排水処理施設の計画、運転、維持管理を所掌する中央/地方政府、或いは関連公共団体において、排水処理に従事する技術者に対し、研修目標達成のために排水処理技術についての日本の事例を紹介する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって西語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上